

八幡地区工場跡地活用事業 募集要項等に関する質問に対する回答書

No.	資料名	頁	節	項目	質問内容	回答
1	募集要項	3	第2	2 事業対象地の概要	B-1地区の計画案もしくは計画詳細等ありましたら、ご教示ください。	八幡駅南地区計画の方針に定められている内容のほか、B-1地区に関する計画案、計画詳細等はありません。
2	募集要項	3	第2	2 事業対象地の概要	隣接されているB-1地区の整備方針提案も含めた提案は可能でしょうか？もし可能な場合、どのような体制で協議を進めていくことが想定されますか。	本事業では、事業対象地となっているB-2地区のみについてご提案ください。
3	募集要項	3	第2	2 事業対象地の概要	地区計画が第1種低層並みですが、斜線制限は用途地域を遵守で宜しいでしょうか。	用途地域に関する内容を含め、法律に定められた基準・制限などを遵守したうえで、「豊川市八幡地区工場跡地活用事業基本方針」等に沿った適切なお提案をお願いします。
4	募集要項	3	第2	2 事業対象地の概要	近接する道路2号および3号が完了した時点のB-2地区の仕上げ形状や防災施設などを記した平面図、縦横断図、構造図等を開示していただけないでしょうか。	現時点で開示できる図面はありません。なお、道路との段差を生じる場合は、法面・土羽による擦り付け処理を施工します。
5	募集要項	4	第2	2 事業対象地の概要	鉄塔の撤去の計画が示されていますが、中部電力の計画に沿った提案とする必要があるのでしょうか。ご教示ください。	参考情報として示したものであり、中部電力の計画に従うことを求めるものではありません。提案者側の影響等を勘案のうえ、提案してください。
6	募集要項	4	第2	2 事業対象地の概要	鉄塔の撤去工事の期間について、開示できる情報があればご教示ください。	現時点で開示できる情報はありません。必要な場合は中部電力にご確認ください。
7	募集要項	4	第2	2 事業対象地の概要	鉄塔の撤去に伴い高圧線自体は無くなるのでしょうか。仮に高圧線が残るとして越境がある場合の解決は売主か買主のどちらが行うのでしょうか。	中部電力にご確認ください。
8	募集要項	5	第2	5 公社が求める条件	八幡駅南地区の「戦略的にぎわい交流エリア」の目指す姿が記載された公的な資料はありますか？また、隣接するB-1地区および商業施設予定地が担保する都市機能のうち「環境/安心・安全/豊かさ/健康/にぎわい」に関連するものは何が予定されていますか。	八幡駅南地区計画の方針に、「戦略的にぎわい交流エリア」を形成するための方針が示されています。隣接地区の都市機能による本事業へ関連について、現時点で具体的に想定しているものではありません。
9	募集要項	5	第2	5 公社が求める条件	募集要項に記載されている開発の条件以外で、開発の付置義務はございますでしょうか。	特にありません。関係する法令及び市の条例、各種要綱、地区計画等の内容を遵守してください。
10	募集要項	5	第2	5 公社が求める条件	「戸建住宅に必要な施設以外の整備を禁止」と記載されていますが、P.3の2(1)に示されている「八幡駅南地区計画/建築物等の用途の制限」に示されている用途のうち、2～11は全て許可されるのでしょうか？八幡駅南地区全体に対する建築物等の用途の制限と、B-2地区に対する制限が異なる場合は、相違点を明記下さい。	地区計画で定められた内容等に加えて、「豊川市八幡地区工場跡地活用事業基本方針」等に沿った適切なお提案をお願いします。
11	募集要項	5	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地の土壌汚染が除去されていることを確認する方法はありますか。ご教示下さい。	愛知県統合型地理情報システム「マップあいち」で、土壌・地下水汚染報告案件を確認することができます。詳細な情報を希望する場合は、公社窓口で「措置完了届出書」を閲覧することができます。ただし、事前にメールにて希望する日時、閲覧する者を明記のうえ、募集要項に記載する「本事業に関する問合せ窓口」までご相談ください。なお、閲覧可能期間は5月13日までとし、閲覧資料にかかる質問は一切受付できません。

八幡地区工場跡地活用事業 募集要項等に関する質問に対する回答書

No.	資料名	頁	節	項目	質問内容	回答
12	募集要項	5	第2	7 本事業に関する留意事項	"…鉛及びその化合物による土壌汚染が…全て掘削削除されています。"とありますが、愛知県の環境局への確認では、「野口前9番11のみ届出あり。」とのこと。9番117と兎足1番14の土壌汚染調査を行っていますか。調査結果調書をお示し下さい。また、処理済の場合は処理の方法を教えてください。	(No.11参照)
13	募集要項	5	第2	7 本事業に関する留意事項	土壌汚染について、実施済みの調査、対策がなされた後に法改正で追加された対象物質等について、改めて調査命令が発出されないか、責任・費用負担の考え方についてご教示下さい。	募集要項の別表「リスク分担表」No.6に記載のとおり、法制度等の変更に關するリスクについては事業者の責任分担としています。
14	募集要項	5	第2	7 本事業に関する留意事項	募集要項の7(1)土壌汚染に関する事項で「平成27年9月から平成29年9月までに土壌汚染等調査をした」とありますが、誰が行ったものでしょうか。	従前所有者(株式会社日立製作所様)が調査を実施しております。
15	募集要項	5	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地の従前の利用状況と土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の利用ある場合は、利用状況及び保管の有無を開示して下さい。	事業対象地の従前の利用状況及び特定有害物質の保管状況は不明です。措置状況については、No.11をご参照ください。
16	募集要項	5	第2	7 本事業に関する留意事項	土地売買契約後に(特定有害物質が)発見(判明)された場合は、法令に基づき、市又は公社の責任分担で宜しいでしょうか。	募集要項の別表「リスク分担」No.23に記載のとおり、「契約締結時点で把握できていなかった地中障害物等に関するもの」は事業者の責任分担としています。市または公社が費用負担することは想定していません。
17	募集要項	5	第2	7 本事業に関する留意事項	御市において、道路2号・3号の整備着手の前に、土壌汚染対策法に基づく届出を提出されると思いますが、その内容の公開は可能でしょうか。	現時点で公開できる資料はありません。
18	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	現状、事業対象地に盛土材として敷き均されていますが、排出事業者として敷き均す行為が廃掃法上問題なく行われているものなのでしょうか。ご教示ください。	従前所有者より、再生砕石にリサイクル化し、特定建設資材として場内に敷き均しをしたものと聞いております。
19	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	戸建住宅地として整備・販売する部分については、コンクリート片を除去しなければならないことは理解しましたが、道路での路盤や側溝等の公共移管する構造物の基礎砕石等、再利用は可能でしょうか。ご教示ください。	「建設リサイクル法基本方針(国土交通省)」では、建設資材廃棄物の再資源化等の方策として、コンクリート塊については、粒度調整等を行うことにより「道路等の舗装」の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進しています。一定の目的機能を果たしていれば利用することも可能と考えられます。なお、利用する場合は協議が必要です。
20	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	発生破砕Coをリサイクル材として、道路路床材・構造物基礎砕石に利用可能でしょうか。	(No.19参照)
21	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	"…表層から50cm程度の厚さで破砕済コンクリート片が敷設"とありますが、60cm以上など一定以上の厚さの場合は、撤去費用の売主負担はありますか。(想定される厚さを一定以上超えた場合。)	(No.16参照)
22	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	記載されていない埋設物が発見された場合の責任・費用負担の考え方についてご教示下さい。	(No.16参照)
23	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	破砕済コンクリート片の敷設以深に残存物が発見された場合、撤去等の費用を売主で負担される用意はありますか。	(No.16参照)

八幡地区工場跡地活用事業 募集要項等に関する質問に対する回答書

No.	資料名	頁	節	項目	質問内容	回答
24	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	表層から50cm程度の厚さで破砕済みコンクリート片を事業者の負担で除去とありますが市又は公社側での再利用、処分地先はありませんか。	市または公社において、再利用や処分を行うことができる場所はありません。
25	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	既存建築物基礎又は杭その他残置物が発見され事業遂行に支障がある場合は、市又は公社と協議は可能でしょうか。	市または公社が費用負担することは想定していませんが、事業実施にあたって必要な協議を行うことは可能です。
26	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地の従前利用の駐車場・建物・構造物等の配置が判る敷地利用図を開示願います(登記簿謄本では日立製作所が利用していた以前の宅地利用の状況が確認できません)。また、建物・構造物等の規模・構造及び建築と解体撤去の時期も教えて下さい。もし地下に貯留槽等の構造物があった場合には、構造物の位置・深さ等と撤去方法を明示して頂くことは可能でしょうか。	解体時期は平成29～30年度と把握しています。それ以外の情報については把握していません。
27	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	従前使用されていた井戸について、詳細の位置がわかる資料(座標値など)をご教示ください。	井戸に関する詳細な資料はありません。
28	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	“井戸(残存延長約60m)”は、現地見学会で位置を確認出来ませんでした。平面位置の寸法を開示して頂くことは可能でしょうか。	(No.27参照)
29	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	市道代田八幡線への歩行者が通行可能なもの“→歩行者が通行可能なものの幅員と仕様の規定はありますか。また、歩行者が通行可能なとは道路と見做しますか?また、32条協議対象でしょうか。	歩行者が通行可能なものについての具体的な想定はありませんので、適宜提案してください。なお、提案次第では管理者との協議(32条協議含む)が必要になる場合があります。
30	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	“道路3号南東の先、雨水排水路上は歩行者専用道路となります。”→将来、道路3号は雨水排水路上を車輛通行可能となる予定はありますか。	現時点でそのような予定はありません。
31	募集要項	6	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地内に計画する開発道路の道路2号への取り付け位置ですが、道路1号とセンター合わせの十字交差点でなくても良いでしょうか。	事業対象地内に計画する開発道路と道路2号との交差点の位置は、道路1号とセンター合わせの十字交差点とすることはできません。
32	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	“9番117を7.15m分筆し、市に売却予定”とありますが、豊川市との売買契約となりますか。	事業対象地の引渡し前に、公社から市へ売却する予定となっています。
33	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	既設の排水口(2箇所)について、詳細の位置がわかる資料(座標値や管の高さなど)をご教示ください。	排水口に関する詳細な資料はありません。必要な場合は現場でご確認ください。
34	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	雨水排水路の構造・形状を教えてください。	2500×2500のU型カルバートで、配筋図、構造図、支持力等の資料はありません。
35	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	「雨水排水路」の構造を確認、検証できる資料(構造図、配筋図など)を開示していただけないでしょうか。また、この「雨水排水路」に荷重をかけることは可能でしょうか。ご教示ください。	2500×2500のU型カルバートで、配筋図、構造図、支持力等の資料はありません。したがって、雨水排水路には、荷重はかけられません。

八幡地区工場跡地活用事業 募集要項等に関する質問に対する回答書

No.	資料名	頁	節	項目	質問内容	回答
36	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	"雨水排水路への排水は、既設の排水口(2ヶ所)に限る。"→開発区域内の雨水排水を既設排水口に利用する場合、雨水流出抑制しU字溝よりパイプ等を利用し直接放流は可能でしょうか。	既設排水口の口径や位置を変更する場合は、協議が必要です。
37	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	雨水排水路へ蓋設置し歩道等を予定とのことですが、事業対象地内からの歩道予定への通路・出入り口等の確保は必要でしょうか。	歩道に関しては、将来的に利用形態が変更となった場合の例として示したものです。雨水排水路側へ通路・出入口を接続することはできません。
38	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	造成工事中の沈砂池の排水は、雨水排水路に直接放流で良いでしょうか。	沈砂池の排水を雨水排水路放流することは可能です。ただし、放流方法及び放流量等の協議が必要です。
39	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	流域図（参考資料17）の白地部分（着色されていないエリア）の雨水排水は、東側の既存水路に直接排水できると解釈してよいでしょうか。ご教示ください。	流域図（参考資料17）の白色部分の雨水排水は、既存水路に直接排水できますが、排水区の変更により、既設排水口的能力確認が必要になります。排水区を変更する場合は協議が必要です。
40	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	参考資料17の排水計算において、降雨強度を100mm/hとしていますが、事業対象地も同様の計算としてよろしいでしょうか。ご教示ください。	開発許可基準の規定に準じてください。
41	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地は5ha未満の為、調整池は設置不要で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし雨水流出抑制に配慮してください。
42	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	愛知県で確認しますと事業対象地が過去に浸水実績ありと開示されています。詳細な浸水実績資料はありますか。	市または公社において事業対象地における浸水実績資料はありません。
43	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	雨水排水路に隣接平行の開発道路を計画して良いでしょうか。	そのような提案を妨げるものではありません。「豊川市八幡地区工場跡地活用事業基本方針」等に沿った適切なご提案をお願いします。
44	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地内に計画する道路を、曲線・蛇行などの直線以外の道路の計画は可能でしょうか。	そのような提案を妨げるものではありません。「豊川市八幡地区工場跡地活用事業基本方針」等に沿った適切なご提案をお願いします。
45	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地内に計画する道路内に電柱を建柱しても宜しいでしょうか。	そのような提案を妨げるものではありません。「豊川市八幡地区工場跡地活用事業基本方針」等に沿った適切なご提案をお願いします。
46	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地内に計画する開発道路ですが、インターロッキングなどの化粧材を一部利用して宜しいでしょうか。	そのような提案を妨げるものではありません。「豊川市八幡地区工場跡地活用事業基本方針」等に沿って、将来的な維持管理のしやすさなども考慮してご提案ください。ただし、募集要項では「脱色アスファルト舗装を避けてください。」と明記しています。
47	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	現在、東道路へ通行するため水路を跨ぐ通路(橋)の門扉が一部越境していると思いますが現況での引き渡しでしょうか。	お見込みのとおりです。門扉のほかフェンス等も含めて、現況の状態での引き渡しとなります。
48	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地に同一字名が2筆あります。合筆可能でしょうか。	合筆については公社が関知するものではありません。必要であれば、法務局にお問い合わせください。
49	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	B-2地区で自治会（町内会）を組成する必要があるのでしょうか。組成する場合、B-2地区単独のものになるのか、または近隣の自治会に組み込まれることになるのでしょうか。ご教示ください。	町内会の組成の形態については、地元との調整により決定されることになります。事業対象地に入居する者が町内会に加入されるよう、その実現手法等を含め、適宜提案してください。なお、提案の段階においては、地元への調整を行うことはできません。

八幡地区工場跡地活用事業 募集要項等に関する質問に対する回答書

No.	資料名	頁	節	項目	質問内容	回答
50	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	事業対象地を宅地開発する場合に、隣接自治会に加入することが可能でしょうか。又は、新自治会等の設立は必要ですか。	(No.49参照)
51	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	大規模な開発となりますが、事業対象地の住民は、どこの町内会に加入することになりますでしょうか。	現時点では決定されておりません。(No.49参照)
52	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	大規模な開発となりますが、事業対象地の学区は、代田小学校区でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。現行の「豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則」は、令和2年2月8日施行日となりますので、施行日以降に行われた、事業対象地の分筆後の地番については、分筆前の地番で学区を考えます。
53	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	野口前9-11は代田小学校・代田中学校区を確認しましたが、野口前9番117と兎足1番14の小中学校区を教えてください。	代田小学校・代田中学校区となります。理由はNo.52と同様です。
54	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	東側雨水排水路の景観保護について、例えば緑地やフェンスなどの緩衝帯を一体的に設け、当該用地を市へ寄付することを求めていることなのでしょうか。ご教示ください。	雨水排水路への落下防止など、水路境界付近の対策として、景観に配慮した提案を求めるものです。市への寄付を前提とするものではありませんが、「豊川市八幡地区工場跡地活用事業基本方針」に沿った適切なご提案をお願いします。
55	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	"雨水排水路と事業対象地の境界付近に緩衝帯を設けるなど..."→緩衝帯の幅員・仕様の規定はありますか。また、32条協議となりますか。	緩衝帯は例示であり、具体的な想定はありません。一団の住宅街としての景観保護について適宜提案してください。なお、提案次第では管理者との協議（32条協議含む）が必要になる場合があります。
56	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	緩衝帯の維持管理の為、緩衝帯の脇(並行)に管理用通路等の整備を事業対象地内に設置する必要はありますか。	管理用通路の必要性等を適宜考慮のうえ提案してください。
57	募集要項	7	第2	7 本事業に関する留意事項	緩衝帯の面積を愛知県開発指導要綱に基づく公園面積に含めて良いでしょうか。	法令等に基づき適宜提案してください。
58	募集要項	8	第2	7 本事業に関する留意事項	"道路2号及び3号の供用開始後の開発申請"とありますが、事前協議は可能でしょうか。	可能です。
59	募集要項	8	第2	7 本事業に関する留意事項	道路2号及び3号の供用開始（令和4年3月末の予定）後でなければ、開発許可申請をすることはできません。とありますが、開発許可申請とは都計法29条の開発許可申請ができないとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
60	募集要項	8	第2	8 事業者の費用負担	開発事業終了後5年間→開発事業終了後とは、開発行為の検査済証受領が起算日でしょうか。	お見込みのとおりです。
61	募集要項	8	第2	8 事業者の費用負担	"効果検証や普及・波及効果への協力に係る費用"とは、具体的にどのような業務協力を想定しているのか、それに伴う必要であろう費用負担想定額の目安を教えてください。	現時点で具体的な協力内容を想定しているものではありません。協力内容や費用負担も含め、適宜提案してください。
62	募集要項	8	第2	9 各種の申請・手続	事業実施の説明会を弊社にて開催いたしますが、地元自治区(町内会)・隣接住宅地等に対して本入札内容を周知され、事前了解を得ていますでしょうか。	公社では地元連区等に対して本事業の募集を行うことは説明しています。

八幡地区工場跡地活用事業 募集要項等に関する質問に対する回答書

No.	資料名	頁	節	項目	質問内容	回答
63	募集要項	8	第2	10 事業者の責任の明確化等 事業の適正かつ確実な実施の 確保に関する事項	会社が責任を負うべき合理的な理由がある事項とはどのような場合を想定しているのか、具体的に示して頂けますか。	募集要項の別表「リスク分担表」に記載のとおりです。
64	募集要項	10	第3	1 応募者の備えるべき参加条件	共同応募の場合、参加資格確認通知を受領後、提案審査までに代表者を除き構成員の変更・増減は認められるのでしょうか。	共同応募の場合で、参加資格要件を満たさなくなったときに限り、公社との協議により、代表者以外の構成員を減または変更することができる場合があります。その他の場合には構成員の変更・増減は認めません。
65	募集要項	10	第3	1 応募者の備えるべき参加条件	単独応募の場合、参加資格確認通知を受領後、提案審査までに代表者を除き構成員の加増は認められるのでしょうか。	単独応募から共同応募に変更することはできません。
66	募集要項	10	第3	1 応募者の備えるべき参加条件	優先交渉権者確定後又は基本協定及び土地売買契約締結後に構成員の変更・増減は可能でしょうか。(単独・共同応募問わず)	優先交渉権者決定後の構成員の変更・増減については、No.64を参照。土地売買契約締結後の構成員の変更・増減については原則認めません。
67	募集要項	10	第3	1 応募者の備えるべき参加条件	共同応募の場合、優先交渉権確定後に代表者の変更は可能でしょうか。	代表者の変更は認めません。
68	募集要項	13	第4	2 事業者選定スケジュール	4月30日までに質問の回答公表される予定ですが、回答公表後に回答内容の質問は可能でしょうか。	回答公表後の質問は受け付けません。
69	募集要項	13	第4	2 事業者選定スケジュール	4月30日以降、新規質問を受け付けて頂けますか。	(No.68参照)
70	募集要項	13	第4	3 応募手続	一次申込み→二次申し込み辞退は可能でしょうか。	第一次審査に係る書類の受付後に辞退を希望する場合は、第二次審査に係る書類を提出する前までに様式9「辞退届」を提出してください。
71	募集要項	13	第4	3 応募手続	今後、現地調査・現況測量に入りたいのですが、可能な時期をお知らせ下さい。	募集要項に記載する「本事業に関する問合せ窓口」まで、メールにて個別に相談してください。
72	募集要項	15	第4	4 参加資格確認に係る書類の提出	提出書類サ「納税証明書」は、何年分の提出が必要でしょうか。また、年度の指定はありますか。	最新のものを提出してください。
73	募集要項	19	第5	1 開発計画の条件	構造耐力上主要な部分の保証は20年が条件となっていますが、初期保証期間が10年で、保証延長工事の実施により10年ずつ保証延長が可能な保証制度でも条件に適合しますか。	20年以上の長期保証を条件としています。
74	募集要項	21	第7	1 優先交渉権者決定後の手続	事業対象地の受渡時の公租公課の精算は無しで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	募集要項	21	第7	1 優先交渉権者決定後の手続	評価証明書の発行は可能でしょうか。(所有権移転登記の登録免許税算出の為)	可能です。
76	募集要項	21	第7	1 優先交渉権者決定後の手続	優先交渉権確定後、提案及び契約内容の協議又は社会情勢の変化等により辞退する場合、ペナルティーはありますか。	土地売買契約の締結前に辞退する場合はペナルティはありません。
77	募集要項	21	第7	1 優先交渉権者決定後の手続	優先交渉権確定後、提案図面に基づき開発協議を進めた結果、開発許可図面と提案図面に相違が生じた場合は提案図面の変更は止むを得ないという判断で良いでしょうか。	事業実施協定書(案)の第2条第3項のとおりです。
78	参考資料	—	—	参考資料9	参考資料にある、鉄塔の残置基礎は事業対象地に越境していますでしょうか。ご教示ください。	越境の可能性も想定されますが、事業者において中部電力へ確認してください。

八幡地区工場跡地活用事業 募集要項等に関する質問に対する回答書

No.	資料名	頁	節	項目	質問内容	回答
79	参考資料	—	—	参考資料11	新設道路の詳細図面（縦断図、横断図等）を開示していただけないでしょうか。また、新設道路内に設置予定の電柱、道路標識等の位置がわかる図面も開示していただけないでしょうか。	縦断図・標準断面図を参考資料として添付しています。道路標識について、現時点で市の設置予定はありません。別途、警察管理の道路標識が設置される可能性はありますが、現時点で設置の有無・位置は未定です。電柱について、設置について調整中であり、設置位置は現時点で未定です。
80	参考資料	—	—	参考資料17	図面の事業対象地東側雨水排水路側の敷地内に、既存囲障から3m内側に赤線で記入されている線はどのような意味がある線でしょうか。ご教示ください。	特に意味はありません。
81	売買契約書 (案)	—	—	第11条2	”本契約の日から、継続して〇年間(以下「指定期間」)提案の土地利用を…”→指定期間は何年でしょうか。	現時点では決まっていません。提案内容に応じて、優先交渉権者との協議によって決定します。